

1 福祉のまちづくり条例

制定	平成4年10月9日	条例第37号
施行	平成5年10月1日	
改正	平成8年3月27日	条例第7号
施行	平成9年4月1日	
改正	平成14年3月27日	条例第24号
施行	平成14年10月1日	

目次

前文

第1章 総則（第1条 第6条）

第2章 福祉のまちづくり基本方針等（第7条 第11条）

第3章 特定施設等の整備

第1節 特定施設の整備（第12条 第24条）

第1節の2 小規模購買施設等の施設の整備（第24条の2 第24条の8）

第2節 公共車両の整備（第25条・第26条）

第3節 住宅の整備（第27条 第33条）

第4章 雑則（第34条 第37条）

附則

すべての人々が、一人の人間として尊重され、等しく社会参加の機会を持つことにより自己実現を果たせる社会の構築こそ、人類の願いであり、我々に課せられた重大な責務である。

いま、21世紀の超高齢社会を迎えるに当たり、ここら豊かな兵庫の実現に向け、高齢者や障害者を含むすべての県民がいきいきと生活できる福祉のまちづくりを強力に推進していかなければならない。

ここに我々は、思いやりの心がふれあう福祉のまちづくりの理想を高く掲げ、県民一人一人が手を携え、共に生きる心のきずなを確かめあいながら、その実現に向けて全力を挙げて取り組む決意の下、この条例を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この条例において「高齢者等」とは、高齢者、心身障害者その他心身機能の低下した者をいう。

2 この条例において「公益的施設」とは、社会福祉施設、医療施設、官公庁施設、教育文化施設、購買施設、公共の交通機関の施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。

3 この条例において「公共施設」とは、道路、公園その他の公共の用に供する施設で規則で定めるものをいう。

4 この条例において「共同住宅等の施設」とは、共同住宅、寄宿舍、事務所及び工場で規則で定める規模以上のものをいう。

5 この条例において「特定施設」とは、公益的施設、公共施設及び共同住宅等の施設をいう。

6 この条例において「小規模購買施設等の施設」とは、公益的施設に該当しない小規模の購買施設その他の県民の共同の福祉又は利便のための施設で規則で定めるものをいう。

7 この条例において「公共車両」とは、鉄道の車両及び乗合自動車で規則で定めるものをいう。

（県の責務）

第2条 県は、福祉のまちづくりに関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するとともに、市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策を援助し、かつ、その総合調整を図るものとする。

（市町の責務）

第3条 市町は、当該地域の状況に応じた福祉のまちづくりに関する施策を策定し、及びこれを実施するとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする。

（県民の責務）

第4条 県民は、福祉のまちづくりに関して理解を深め、意識の高揚を図り、自ら進んで生活の自立と能力の発揮に努め、かつ、相互に協力して高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成に努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

2 県民は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備された施設の利用の妨げとなる行為をしてはならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動が地域社会と密接な関係にあることを自覚し、自ら所有し、又は管理する施設について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう努め、かつ、県民と協力して高齢者等が安心して生活できる地域社会の形成に努めるとともに、県及び市町が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(福祉のまちづくりの総合的推進)

- 第6条** 県、市町、県民及び事業者は、福祉のまちづくりに関するそれぞれの責務を自覚し、一体となってその推進体制を整備し、福祉のまちづくりの実現を図るものとする。
- 2 県及び市町は、地域社会における県民相互の交流及び連帯の促進並びに高齢者等の健康及び福祉の増進に関する拠点の体系的な整備を通じて、福祉のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。
- 3 県及び市町は、市街地開発事業その他規則で定める事業の実施の機会をとらえて、福祉のまちづくりを積極的に推進するよう努めるものとする。

第2章 福祉のまちづくり基本方針等

(福祉のまちづくり基本方針)

- 第7条** 県は、福祉のまちづくり基本方針を定めるものとする。

(福祉教育の推進)

- 第8条** 県は、高齢者等に対する理解と思いやりのある児童を育成するための福祉教育を推進するものとする。

(県民の意識の高揚等)

- 第9条** 県は、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する意識の高揚及び知識の普及に努めるものとする。

- 2 県は、市町、県民及び事業者に対し、福祉のまちづくりに関する必要な情報の提供、指導又は助言を行うものとする。

(住民の意識の高揚等)

- 第10条** 市町は、住民及び事業者に対し、当該地域の福祉のまちづくりに関する意識の高揚に努めるものとする。

- 2 市町は、住民及び事業者に対し、当該地域の福祉のまちづくりに関する必要な指導又は助言を行うものとする。

(財政措置)

- 第11条** 県は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 特定施設等の整備

第1節 特定施設の整備

(特定施設のあり方)

- 第12条** 特定施設は、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮して整備されたものでなければならない。

(特定施設整備基準)

- 第13条** 知事は、特定施設の構造及び設備の整備について必要な基準(以下「特定施設整備基準」という。)を定めるものとする。

- 2 前項の基準は、次に掲げる事項について特定施設の種類の区分に応じて規則で定めるものとする。

- (1) 車いすで通行できる傾斜路の設置
- (2) 車いすで通行できる幅員の確保
- (3) 視覚障害者誘導用ブロックの設置その他の高齢者等の利用に配慮した誘導又は案内の設備の設置

- (4) 階段の手すりの設置

- (5) 車いすで利用できるエレベーター、便所及び駐車場の設置

- (6) 前各号に掲げるもののほか、高齢者等の利用に配慮すべき事項

(特定施設整備基準の遵守)

- 第14条** 公益的施設若しくは共同住宅等の施設の建築、大規模の修繕、大規模の模様替え若しくは用途の変更(用途を変更して、公益的施設又は共同住宅等の施設とする場合を含む。以下同じ。)又は公共施設の新設若しくは改築等(以下「特定施設の建築等」という。)をしようとする者は、特定施設整備基準を遵守しなければならない。

(特定施設の建築等の届出)

- 第15条** 特定施設の建築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定施設の建築等の内容を知事に届け出なければならない。

(指導又は助言)

- 第16条** 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(特定施設の建築等の内容の変更)

- 第17条** 前2条の規定は、特定施設の建築等の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(工事の完了の届出)

- 第18条** 第15条(第17条において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による届出をした者は、当該届出に係る特定施設の建築等の工事を完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(特定施設に関する検査)

- 第19条** 知事は、前条の規定による届出に係る特定施設が、特定施設整備基準に適合しているかどうかを検査するものとする。

- 2 知事は、前項の規定による検査をした場合において、当該特定施設が特定施設整備基準に適合していると認めるときは、当該届出をした者に対し、規則で定める適合証を交付するものとする。

(勧告)

第20条 知事は、特定施設の建築等をしようとする者が第15条の規定に違反して特定施設の建築等の工事に着手したとき又は当該工事に関して不正又は不誠実な行為をしたと認めるときは、必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(国等に関する特例)

第21条 国の機関又は地方公共団体その他規則で定める法人(以下「国等」という。)が行う特定施設の建築等については、第15条の規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、当該特定施設の建築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る特定施設が特定施設整備基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

(整備努力義務)

第22条 特定施設整備基準が設定された日前に現に存する特定施設の所有者又は管理者(特定施設の建築等の工事に着手している所有者又は管理者を含む。)は、当該特定施設について、特定施設整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

(調査等)

第23条 特定施設整備基準が設定された日前に現に存する公益的施設及び公共施設の所有者又は管理者(公益的施設の建築、大規模の修繕、大規模の様様替え若しくは用途の変更若しくは公共施設の新設若しくは改築等の工事に着手している所有者又は管理者を含む。以下「公益的施設等の所有者等」という。)は、当該公益的施設又は公共施設が特定施設整備基準に適合しているかどうかについて調査し、その整備状況を把握しておかなければならない。

(報告の徴収等)

第24条 知事は、必要があると認めるときは、公益的施設等の所有者等に対し、当該公益的施設及び公共施設の整備状況の報告又は整備計画の提出を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告又は整備計画の提出があったときは、公益的施設等の所有者等に対し、特定施設整備基準に基づき、必要な指導若しくは助言又は要請を行うことができる。

第1節の2 小規模購買施設等の施設の整備

(小規模購買施設等整備基準)

第24条の2 知事は、小規模購買施設等の施設の構造及び設備の整備について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮すべき事項に係る基準(以下「小規模購買施設等整備基準」という。)を規則で定めるものとする。

(整備努力義務)

第24条の3 小規模購買施設等の施設の建築、大規模の修繕又は大規模の様様替え(以下「小規模購買施設等の施設の建築等」という。)をしようとする者及び小規模購買施設等の施設の所有者又は管理者(以下「小規模購買施設等の施設の所有者等」という。)は、当該小規模購買施設等の施設について、小規模購買施設等整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

(小規模購買施設等の施設の建築等の届出)

第24条の4 小規模購買施設等の施設の建築等をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該小規模購買施設等の施設の建築等の内容を知事に届け出なければならない。

(指導又は助言)

第24条の5 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る小規模購買施設等の施設が小規模購買施設等整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(小規模購買施設等の施設の建築等の内容の変更)

第24条の6 前2条の規定は、小規模購買施設等の施設の建築等の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(国等に関する特例)

第24条の7 国等が行う小規模購買施設等の施設の建築等については、第24条の4の規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、当該小規模購買施設等の施設の建築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る小規模購買施設等の施設が小規模購買施設等整備基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

(報告の徴収等)

第24条の8 知事は、必要があると認めるときは、小規模購買施設等の施設の所有者等に対し、当該小規模購買施設等の施設の整備状況の報告を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告があったときは、当該小規模購買施設等の施設の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

第2節 公共車両の整備

(整備努力義務)

第25条 公共車両の所有者又は管理者(以下「公共車両の所有者等」という。)は、その所有し、又は管理する公共車両について、高齢者等が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

(報告の徴収等)

第26条 知事は、必要があると認めるときは、公共車両の所有者等に対し、当該公共車両の整備状況の報告を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告があったときは、公共車両の所有者等に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

第3節 住宅の整備

(住宅整備基準)

第27条 知事は、住宅の構造及び設備の整備について高齢者等が安全かつ快適に利用できるよう配慮すべき基準(以下「住宅整備基準」という。)を規則で定めるものとする。

(整備努力義務)

第28条 県民は、その所有する住宅について、住宅整備基準に適合するよう自らの心身機能の低下等に対応し、又は備えて、その整備に努めなければならない。

2 住宅を供給する事業者は、当該住宅について、住宅整備基準に適合するようその整備に努めなければならない。

(共同住宅の建築等の届出)

第29条 共同住宅(規則で定める規模以上のものに限る。以下同じ。)の建築、大規模の修繕又は大規模の様式替え(以下「共同住宅の建築等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該共同住宅の建築等の内容を知事に届け出なければならない。

(指導又は助言)

第30条 知事は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る共同住宅が住宅整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

(共同住宅の建築等の内容の変更)

第31条 前2条の規定は、共同住宅の建築等の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(国等に関する特例)

第32条 国等が行う共同住宅の建築等については、第29条の規定による届出を要しない。この場合において、当該国等は、当該共同住宅の建築等をしようとするときは、あらかじめ、知事にその内容を通知しなければならない。

2 知事は、前項の規定による通知があった場合において、当該通知に係る共同住宅が住宅整備基準に適合しないと認めるときは、当該通知をした国等に対し、必要な要請を行うことができる。

(報告の徴収等)

第33条 知事は、必要があると認めるときは、住宅を供給する事業者に対し、当該住宅の整備状況の報告を求めることができる。

2 知事は、前項の整備状況の報告があったときは、当該住宅を供給する事業者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

第4章 雑則

(表彰)

第34条 知事は、福祉のまちづくりに関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うものとする。

(公表)

第35条 知事は、第20条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合は、規則で定めるところにより、当該勧告を受けた者の氏名、違反の事実その他規則で定める事項を公表することができる。

(条例の適用除外)

第36条 公益的施設、公共施設若しくは共同住宅等の施設、小規模購買施設等の施設又は住宅の整備に関して、第13条から第21条まで及び前条の規定、第24条の2から第24条の7までの規定又は第27条から第32条までの規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域における公益的施設、公共施設若しくは共同住宅等の施設、小規模購買施設等の施設又は住宅の整備に係るこれらの規定の適用については、規則で定める。

(補則)

第37条 この条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

2 福祉のまちづくり条例施行規則

制定	平成5年3月26日	規則第15号	改正	平成7年6月30日	規則第44号
施行	平成5年10月1日		施行	平成7年7月1日	
改正	平成7年7月21日	規則第52号	改正	平成8年6月28日	規則第64号
施行	平成7年12月1日		施行	平成9年4月1日	
改正	平成11年3月31日	規則第48号	改正	平成14年6月14日	規則第64号
施行	平成11年4月1日		施行	平成14年10月1日	
改正	平成15年9月30日	規則第81号	改正	平成16年3月26日	規則第20号
施行	平成15年10月1日		施行	平成16年4月1日	
改正	平成16年6月30日	規則第62号	改正	平成17年9月30日	規則第73号
施行	平成16年7月1日		施行	平成17年10月1日	
改正	平成18年3月31日	規則第42号	改正	平成18年9月29日	規則第80号
施行	平成18年4月1日		施行	平成18年10月1日	
改正	平成19年9月28日	規則第62号	改正	平成20年3月31日	規則第28号
施行	平成19年9月30日		施行	平成20年4月1日	
改正	平成20年8月22日	規則第58号			
施行	平成20年10月1日				

(趣旨)

第1条 この規則は、福祉のまちづくり条例(平成4年兵庫県条例第37号。以下「条例」という。)の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(公益的施設)

第2条 条例第1条第2項に規定する規則で定める施設は、別表第1のとおりとする。

(公共施設)

第3条 条例第1条第3項に規定する規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路(自動車のみの一般交通の用に供する道路を除く。以下「道路」という。)
- (2) 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項に規定する都市公園
- (3) 港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項第9号の3に規定する緑地
- (4) 勤労者総合福祉施設整備基金条例(昭和52年兵庫県条例第5号)第1条に規定する勤労者総合福祉施設整備基金がその整備の資金に充てられた野外活動施設

(共同住宅等の施設の規模)

第4条 条例第1条第4項に規定する規則で定める規模は、別表第2のとおりとする。

(小規模購買施設等の施設)

第4条の2 条例第1条第6項に規定する規則で定める施設は、別表第2の2のとおりとする。

(公共車両)

第5条 条例第1条第7項に規定する規則で定める鉄道の車両及び乗合自動車は、次に掲げるものとする。

- (1) 鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平成13年国土交通省令第151号)第2条第12号に規定する旅客車
 - (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (特定施設整備基準)

第6条 特定施設整備基準は、別表第3のとおりとする。

2 地形、敷地の状況、建築物の構造、沿道の利用の状況その他のやむを得ない理由により特定施設整備基準による整備が困難であると知事が認める場合は、当該基準によらないことができる。

(特定施設の建築等の届出)

第7条 条例第15条(条例第17条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、特定施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、特定施設(駐車場法(昭和32年法律第106号)第2条第2号に規定する路外駐車場(駐車のために供する部分に、駐車場法施行令(昭和32年政令第340号)第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場を除く。))及び道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場(以下「路外駐車場等」という。))を除く。)にあっては特定施設建築等(変更)届(様式第1号)、路外駐車場等にあっては路外駐車場等建築等(変更)届(様式第2号)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、特定施設(路外駐車場等を除く。)の建築等の届出にあっては第1号から第7号まで及び第9号に掲げる図書、路外駐車場等の設置等の届出にあっては第1号、第8号及び第9号に掲げる図書、特定施設の建築等の変更の届出にあっては当該変更に係る第1号から第9号までに掲げる図書を添付しなければならない。

- (1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図
 - (2) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図
 - (3) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した2面以上の敷地の断面図
 - (4) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図
 - (5) 縮尺及び屋外から屋内に通ずる出入口(以下「外部出入口」という。)の位置を明示した2面以上の建築物の立面図
 - (6) 縮尺及び床の高さを明示した2面以上の建築物の断面図
 - (7) 特定施設整備調書(様式第3号)
 - (8) 障害者が利用できる駐車区画を明示した駐車場の平面図
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書
- (特定施設の建築等に係る軽微な変更)

第8条 条例第17条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 特定施設の規模の変更のうち、特定施設整備基準の適用の変更を伴わないもの
- (2) 高齢者等の安全かつ快適な特定施設の利用の見地から支障がないと認められる変更

(工事の完了の届出)

第9条 条例第18条の規定による届出は、特定施設(路外駐車場等を除く。)にあっては特定施設工事完了届(様式第4号)、路外駐車場等にあっては路外駐車場等工事完了届(様式第5号)により行わなければならない。

(適合証)

第10条 条例第19条第2項に規定する規則で定める適合証の様式は、様式第6号のとおりとする。

(通知をもって届出に代える法人)

第11条 条例第21条第1項に規定する規則で定める法人は、別表第4のとおりとする。

(特定施設の建築等の通知)

第12条 条例第21条第1項の規定による通知は、特定施設(公共施設を除く。)の建築等の工事に着手する日の30日前までに、公益的施設(路外駐車場等を除く。)及び共同住宅等の施設にあっては公益的施設等建築等通知書(様式第7号)、路外駐車場等にあっては路外駐車場等建築等通知書(様式第8号)、公共施設にあっては公共施設新設等通知書(様式第9号)により行わなければならない。この場合において、公共施設に係る通知は、年度ごとに当該年度分について行うものとする。

2 前項の通知書には、次の各号に掲げる通知書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める図書を添付しなければならない。

(1) 公益的施設等建築等通知書 第7条第2項第1号から第7号まで及び第9号に掲げる図書

(2) 路外駐車場等建築等通知書 第7条第2項第1号、第8号及び第9号に掲げる図書

(3) 公共施設新設等通知書 工事箇所図及び公共施設(道路を除く。)に係る通知にあっては、公園等整備調書(様式第10号)

(小規模購買施設等整備基準)

第12条の2 小規模購買施設等整備基準は、別表第4の2のとおりとする。

(小規模購買施設等の施設の建築等の届出)

第12条の3 条例第24条の4(条例第24条の6において準用する場合を含む。)の規定による届出は、小規模購買施設等の施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、小規模購買施設等建築等(変更)届(様式第10号の2)により行わなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書(小規模購買施設等の施設の建築等の変更の届出にあっては、当該変更に係るものに限る。)を添付しなければならない。

(1) 方位、道路及び目標となる地物を明示した付近見取図

(2) 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、届出に係る建築物と他の建築物との別及び敷地の接する道路の位置を明示した配置図

(3) 縮尺、方位、間取り、各室の用途、出入口の位置及び主要部分の寸法を明示した各階の平面図

(4) 小規模購買施設等整備調書(様式第10号の3)

(5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(小規模購買施設等の施設の建築等に係る軽微な変更)

第12条の4 条例第24条の6に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 小規模購買施設等の施設の規模の変更のうち、小規模購買施設等整備基準の適用の変更を伴わないもの

(2) 高齢者等の安全かつ快適な小規模購買施設等の施設の利用の見地から支障がないと認められる変更

(小規模購買施設等の施設の建築等の通知)

第12条の5 条例第24条の7第1項の規定による通知は、小規模購買施設等の施設の建築等の工事に着手する日の30日前までに、小規模購買施設等建築等通知書(様式第10号の4)により行わなければならない。

2 前項の通知書には、第12条の3第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(住宅整備基準)

第13条 住宅整備基準は、別表第5のとおりとする。

2 心身の状況により住宅整備基準による整備が適当でない場合は、当該基準によらないことができる。

(届出を要する共同住宅の規模)

第14条 条例第29条に規定する規則で定める規模は、一の建築物に存する戸数21戸とする。

(共同住宅の建築等の届出)

第15条 条例第29条(条例第31条において準用する場合を含む。)の規定による届出は、共同住宅の建築等の工事に着手する日の30日前までに、共同住宅建築等(変更)届(様式第11号)により行われなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。

(1) 共同住宅整備調書(様式第12号)

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書

(共同住宅の建築等に係る軽微な変更)

第16条 条例第31条に規定する規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 共同住宅の規模の変更のうち、住宅整備基準の適用の変更をとみなさないもの。

(2) 高齢者等の安全かつ快適な共同住宅の利用の見地から支障がないと認められる変更

(共同住宅の建築等の通知)

第17条 条例第32条第1項の規定による通知は、共同住宅の建築等の工事に着手する日の30日前までに、共同住宅建築等通知書(様式第13号)により行わなければならない。

2 前項の通知書には、第15条第2項各号に掲げる図書を添付しなければならない。

(公表)

第18条 条例第35条の規定による公表は、兵庫県公報への登載その他知事が適当と認める方法により行うものとする。

2 条例第35条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 住所並びに法人にあっては、その名称及び代表者の氏名

(2) 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

別表第1（第2条関係）

第1 建築物

施設名	規模
<p>1 社会福祉施設及びこれに類する施設で次に掲げるもの（以下「老人福祉施設等」という。）</p> <p>(1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設</p> <p>(2) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム</p> <p>(3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設</p> <p>(4) 地方公共団体が設置する老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする施設</p> <p>(5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設</p> <p>(6) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター、同条第22項に規定する福祉ホーム及び同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する生活介護、同条第13項に規定する自立訓練、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行うものに限る。）の用途に供する施設（以下、「障害者支援施設等」という。）のうち身体障害者又は知的障害者が利用するもの</p> <p>(7) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設</p> <p>(8) 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更正援護施設</p> <p>(9) 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設</p> <p>(10) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する保護施設</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>2 社会福祉施設及びこれに類する施設で次に掲げるもの（以下「精神障害者社会復帰施設等」という。）</p> <p>(1) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、1の(5)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(2) 障害者支援施設等のうち、1の(6)に掲げるもの以外のもの</p> <p>(3) 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設</p> <p>(4) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設</p> <p>(5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第38条に規定する母子福祉施設</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>3 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所（以下「医療施設」という。）</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>4 官公庁施設</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>5 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校（以下「学校等」という。）</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>6 図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館、博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設（以下「図書館等」という。）</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>7 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場（以下「体育館等」という。）</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>8 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（以下「物品販売業を営む店舗」という。）</p>	<p>一の建築物に存する当該用途に供する部分の床面積（以下「用途面積」という。）が100平方メートル以上であるもの</p>
<p>9 飲食店</p>	<p>用途面積が100平方メートル以上であるもの</p>

<p>10 公共の交通機関の施設で次に掲げるもの(以下「公共の交通機関の施設」という。)</p> <p>(1) 港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設</p> <p>(2) 空港法(昭和31年法律第80号)第2条に規定する空港</p> <p>(3) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第6項に規定するバスターミナル及びこれと一体として利用者の用に供する施設</p> <p>(4) 鉄道の駅及びこれと一体として利用者の用に供する施設(以下「鉄道の駅等」という。)</p> <p>(5) 軌道の停留場及びこれと一体として利用者の用に供する施設(以下「軌道の停留場等」という。)</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>11 金融機関の営業所又は事務所で次に掲げるもの(以下「金融機関の営業所等」という。)</p> <p>(1) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)による農業協同組合の事務所</p> <p>(2) 金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第1項に規定する第1種金融商品取引業を行う者の本店その他の営業所又は事務所</p> <p>(3) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する水産業協同組合の事務所</p> <p>(4) 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条第2号に掲げる信用協同組合の事務所</p> <p>(5) 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第2項に規定する質屋の営業所</p> <p>(6) 信用金庫法(昭和26年法律第238号)による信用金庫の事務所</p> <p>(7) 長期信用銀行法(昭和27年法律第187号)第2条に規定する長期信用銀行の本店、支店その他の営業所</p> <p>(8) 労働金庫法(昭和28年法律第227号)による労働金庫の事務所</p> <p>(9) 銀行法(昭和56年法律第59号)第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所</p> <p>(10) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第2項に規定する貸金業者の営業所又は事務所</p> <p>(11) 日本銀行法(平成9年法律第89号)による日本銀行の支店その他の事務所</p> <p>(12) 農林中央金庫法(平成13年法律第93号)による農林中央金庫の事務所</p> <p>(13) 独立行政法人住宅金融支援機構法(平成17年法律第82号)による独立行政法人住宅金融支援機構の事務所</p> <p>(14) 株式会社日本政策金融公庫法(平成19年法律第57号)による株式会社日本政策金融公庫の支店</p> <p>(15) 地方公営企業等金融機構法(平成19年法律第64号)による地方公営企業等金融機構の事務所</p> <p>(16) 株式会社商工組合中央金庫法(平成19年法律第74号)による株式会社商工組合中央金庫の支店その他の営業所</p> <p>(17) 株式会社日本政策投資銀行法(平成19年法律第85号)による株式会社日本政策投資銀行の営業所</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>12 理容師法(昭和22年法律第234号)第1条の2第3項に規定する理容所及び美容師法(昭和32年法律第163号)第2条第3項に規定する美容所(以下「理容所等」という。)</p>	<p>用途面積が100平方メートル以上であるもの</p>
<p>13 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場(以下「公衆浴場」という。)</p>	<p>用途面積が100平方メートル以上であるもの</p>
<p>14 郵便局株式会社法(平成17年法律第100号)第2条第2項に規定する郵便局及び日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)による西日本電信電話株式会社の支店又は出張所(以下「郵便局等」という。)</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>15 劇場、映画館、演芸場及び観覧場</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>16 公会堂及び集会場(神社、寺院、教会等に設けられるものを含む。)</p>	<p>すべてのもの</p>
<p>17 ホテル及び旅館</p>	<p>用途面積が100平方メートル以上であるもの</p>
<p>18 展示場</p>	<p>用途面積が100平方メートル以上であるもの</p>
<p>19 遊技場</p>	<p>用途面積が100平方メートル以上であるもの</p>
<p>20 クリーニング取次店、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗(以下「サービス業を営む店舗」という。)</p>	<p>用途面積が100平方メートル以上であるもの</p>

21 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第7条第1項に規定する施術所及び柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第2条第2項に規定する施術所（以下「施術所」という。）	用途面積が100平方メートル以上であるもの
22 道路交通法（昭和35年法律第105号）第98条第1項に規定する自動車教習所（以下「自動車教習所」という。）	すべてのもの
23 公衆便所	すべてのもの
24 1から23までに掲げる施設のうち異なる項に属するものが2以上存する建築物でその用途面積が1,000平方メートル以上であるものの共用部分	すべてのもの
25 消防法（昭和23年法律第186号）第8条の2第1項に規定する地下街及び消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1第16号の3項に規定する建築物の地階で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの（以下「地下街等」という。）	すべてのもの

第2 路外駐車場等

施設名	規模
1 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場（駐車のために供する部分に、駐車場法施行令第15条に規定する特殊の装置を用いる路外駐車場を除く）	自動車の駐車のために供する面積が500平方メートル以上であるもの
2 道路法第2条第2項第6号に規定する自動車駐車場	駐車台数30台以上のもの

別表第2（第4条関係）

施設名	項目	規模
1 共同住宅	一の建築物に存する戸数	21戸
2 寄宿舎	一の建築物に存する室数	51室
3 事務所及び工場	用途面積	3,000平方メートル

別表第2の2（第4条の2関係）

施設名	規模
1 物品販売業を営む店舗	用途面積が100平方メートル未満であるもの
2 飲食店	用途面積が100平方メートル未満であるもの
3 理容所等	用途面積が100平方メートル未満であるもの
4 公衆浴場	用途面積が100平方メートル未満であるもの
5 ホテル及び旅館	用途面積が100平方メートル未満であるもの
6 展示場	用途面積が100平方メートル未満であるもの
7 遊技場	用途面積が100平方メートル未満であるもの
8 サービス業を営む店舗	用途面積が100平方メートル未満であるもの
9 施術所	用途面積が100平方メートル未満であるもの

別表第3（第6条関係）

第1 公益的施設及び共同住宅等の施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 敷地内通路	<p>(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>(2) 敷地の接する道路から外部出入口までの敷地内通路の1以上を次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 路面に高低差がある場合にあっては、次のいずれにも該当する傾斜路又は車いすで利用できる特殊構造昇降機（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の3第2項第1号に掲げる昇降機で専ら車いすを使用する者の利用に供するものをいう。以下同じ。）を設置するものであること。</p> <p>（ア）有効幅員は、120センチメートル（階段を併設する場合にあっては、90センチメートル）以上であること。</p> <p>（イ）こう配は、12分の1（高低差が10センチメートル未満の場合にあっては、8分の1）以下であること。</p> <p>（ウ）高低差が75センチメートルを超える傾斜路にあっては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設置するものであること。</p> <p>（エ）縁端部に5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設置するものであること。</p> <p>（オ）側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p> <p>（カ）公共の交通機関の施設の傾斜路の手すりにあっては、傾斜路の両側に設置するものであること。</p> <p>（キ）表面の色彩は、当該傾斜路の踊り場及び当該傾斜路に接する部分の色彩と識別しやすいものであること。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル以上であること。</p> <p>ウ 車いすで利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあっては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合にあっては、次のいずれにも該当する溝ぶたを設置すること。</p> <p>（ア）表面は、滑りにくいものであること。</p> <p>（イ）車いすのキャスターが落ち込まないものであること。</p> <p>オ 自動車用の通路と分離するよう努めるものであること。</p> <p>カ 公益的施設（学校等、公共の交通機関の施設、自動車教習所及び路外駐車場等を除く。）である建築物で用途面積が5,000平方メートル以上であるもの、公共の交通機関の施設又は路外駐車場等にあっては、自動車用の通路と分離するものであること。</p>
2 外部出入口	<p>(1) 幅員等</p> <p>1以上を次のいずれにも該当する外部出入口とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>イ 戸の1以上は、引き戸式又は手動の開き戸式であること。</p> <p>ウ 戸の全面が透明な場合にあっては、衝突を防止するための措置を講ずるものであること。</p> <p>エ 車いすを使用する者が通過する際に支障となる段を設けないものであること。</p>
	<p>(2) 開閉用水平面</p> <p>公益的施設又は共同住宅等の施設（以下「公益的施設等」という。）である建築物（公益的施設等（公共の交通機関の施設を除く。）である建築物で用途面積が1,000平方メートル未満であるものを除く。）の外部出入口にあっては、その1以上を車いすを使用する者が戸を開閉するために必要な水平面を戸の前後に設置するものとする。</p>
	<p>(3) 敷地内通路との連結</p> <p>(1)及び(2)に該当する外部出入口にあっては、その1以上を1の(1)及び(2)に該当する敷地内通路と連結すること。</p>
	<p>(4) 自動回転扉</p> <p>外周の固定された部分の内側の直径又は短径が3メートルを超える自動回転扉（以下「大型自動回転扉」という。）は、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア (1)に該当する外部出入口の戸の1として設けるものであること。</p> <p>イ 回転する扉の外周側の端部の回転速度を毎秒35センチメートル以下で運転できるものであること。</p> <p>ウ 大型自動回転扉の付近に(1)のイの戸に誘導するための情報その他当該外部出入口を円滑に利用するための情報を、文字、点字又は音声により提供する案内板その他の設備を設けること。</p>
3 床面 （利用者の用に供しない部分を除く。）	滑りにくい仕上げとすること。

4 廊下、 （利用者の用に供しない部分を除く。） 旅客用通路その他これらに類するもの	(1) 傾斜路等	次のいずれにも該当する廊下、旅客用通路その他これらに類するもの（以下「廊下等」という。）とすること。 ア 床面に高低差がある場合にあっては、1の(2)のアの(ア)から(イ)までに該当する傾斜路又は車いすで利用できる特殊構造昇降機を設置するものであること。 イ 車いすで利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあっては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。 ウ 柱及び曲り角の出隅は、隅切り又は面取りを行うものであること。
	(2) 幅員	公益的施設（学校等を除く。）である建築物（公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。））である建築物で用途面積が2,000平方メートル未満であるものを除く。）、事務所又は工場の廊下等にあつては、有効幅員は、120センチメートル以上とすること。
	(3) 車いす 転回所	公益的施設である建築物（公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。））である建築物で用途面積が1,000平方メートル未満であるものを除く。）、事務所又は工場の廊下等で延長（他の廊下等と交差する廊下等にあつては、当該交差する部分の中心からの延長）が25メートルを超え、かつ避難階又は居室の床面積の合計が200平方メートルを超える階にあるものにあつては、幅及び奥行きがそれぞれ140センチメートル以上の部分を、廊下等の末端からそれぞれ10メートル以内の位置及び当該部分の中心間の延長50メートル以内ごとの位置にそれぞれ設けること。
	(4) 手すり	老人福祉施設等又は医療施設の廊下にあつては、側壁の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置すること。
5 階段 （利用者の用に供しない部分を除く。）	(1) 階段の側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置すること。 (2) 手すりを階段の両側に連続して設置するよう努めること。 (3) 公益的施設（公共の交通機関の施設を除く。）である建築物で用途面積が2,000平方メートル以上であるもの、公共の交通機関の施設、事務所又は工場の階段の手すりにあつては、階段の両側に連続して設置すること。 (4) 公共の交通機関の施設にあつては、階段の手すりの端部の付近に階段の通ずる場所を示す点字による表示を行うこと。 (5) 側面が壁でない場合にあっては、側板又は立ち上がりを設置すること。 (6) 蹴込板及び滑り止めを設置すること。 (7) 踏面は、蹴込板から著しく突出させないこと。 (8) 段を識別しやすいものとする。こと。 (9) 公益的施設等（公共の交通機関の施設を除く。）にあつては、主たるものを回り階段以外のものとする。こと。 (10) 公共の交通機関の施設にあつては、回り階段としないこと。	
6 エレベーター	(1) 公益的施設（学校等で避難階以外の階に特別教室を設けないもの、公共の交通機関の施設及び路外駐車場等を除く。）である建築物で避難階以外の利用者の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるものにあつては、次のいずれにも該当するものを設置すること。 ア かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上であること。 イ かごの大きさは、間口140センチメートル以上で奥行き135センチメートル以上であること。 ウ かごの平面形状は、車いすの転回が可能なものであること。 エ 乗り場のボタンは、高さ80センチメートルから110センチメートルまでの位置に設置するものであること。 オ かご内の高さ80センチメートルから110センチメートルまでの位置に車いすを使用する者が利用しやすい専用の操作盤を設置するものであること。 カ かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設置するものであること。 キ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置するものであること。 ク 戸は、緩やかに開閉するものとし、かつ、開いている時間を車いすによる乗降に配慮したものであること。 ケ かごの出入口に利用者を感知し、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設置するものであること。 コ かご内に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置するものであること。	

	<p>サ かご内の左右両面の側板の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p> <p>シ 乗り場及びかご内の一般用の操作盤のボタンの内容の表示並びに乗り場の階名の表示について点字による表示を行うものであること。</p> <p>ス 乗り場には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設置するものであること。</p> <p>ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>セ 乗り場の幅及び奥行は、それぞれ 150センチメートル以上であること。</p> <p>ソ 昇降路の出入口に接する乗り場の部分に水平面を設置するものであること。</p> <p>(2) 道路から公共の交通機関の施設(1日当たりの平均乗降客数が5,000人以上であるものに限る。)の乗降場までの通路にあっては、5メートル以上の高低差を生じる箇所に次のいずれにも該当するものを設置すること。</p> <p>ア かごの大きさは、間口140センチメートル以上で奥行135センチメートル以上であること。</p> <p>ただし、かごの出入口が複数あるエレベーター(開閉するかごの出入口を音声及び文字等により知らせる設備が設けられているものに限る。)であって、かごの床面積が1.83平方メートル以上で、かつ、かごの間口が90センチメートル以上のものについては、この限りでない。</p> <p>イ かご内に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置するものであること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターについては、この限りでない。</p> <p>ウ かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これらに類するものをはめ込むこと等により、かご外からかご内を視覚的に確認できるものであること。</p> <p>エ かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有するものであること。</p> <p>オ (1)のア、エからケまで及びサからソまでに該当するものであること。</p> <p>(3) 路外駐車場等である建築物(避難階以外の階に15の(1)から(4)までに該当する駐車区画を設置する場合に限る。)にあっては、(1)のアからソまでに該当するものを設置すること。</p> <p>(4) 共同住宅である建築物(3階以上の階に住宅の専用部分を設けるものに限る。)にあっては、次のいずれにも該当するものを設置すること。</p> <p>ア かごの大きさは、間口100センチメートル以上で奥行110センチメートル以上であること。</p> <p>イ (1)のア及びウからソまでに該当するものであること。</p> <p>(5) 公益的施設等である建築物(公益的施設(公共の交通機関の施設を除く。)である建築物で用途面積が1,000平方メートル未満であるものを除く。)に設置するものでかごの間口100センチメートル以上で奥行110センチメートル以上のものにあつては、その1以上を(1)のア及びウからソまでに該当するものとする。</p>
<p>7 外部出入口以外出入口</p> <p>(利用者の用に供しない部分を除く。)</p>	<p>公益的施設等である建築物(物品販売業を営む店舗、飲食店、金融機関の営業所等、理容所等、公衆浴場、郵便局等、遊技場、サービス業を営む店舗、地下街等、路外駐車場等、共同住宅又は寄宿舍である建築物で用途面積が1,000平方メートル未満であるもの及びホテル又は旅館である建築物で用途面積が2,000平方メートル未満であるものを除く。)にあっては、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 戸は、引き戸式又は手動の開き戸式であること。</p> <p>(3) 戸の全面が透明な場合にあっては、衝突を防止するための措置を講ずるものであること。</p> <p>(4) 戸の前後に水平面を設置するものであること。</p> <p>(5) 車いすを使用する者が通過する際に支障となる段を設けないものであること。</p>
<p>8 改札口その他これに類するもの</p>	<p>1以上は、有効幅員を80センチメートル以上とすること。</p>

<p>9 便所（寝室又は客室の内部に設置するものを除く。）</p>	<p>(1) 車いすで利用できる便房</p>	<p>ア 公益的施設（公衆便所を除く。）である建築物（公益的施設（物品販売業を営む店舗、公共の交通機関の施設、遊技場、サービス業を営む店舗、ホテル及び旅館を除く。）である建築物で用途面積が1,000平方メートル未満であるもの及び物品販売業を営む店舗、遊技場、サービス業を営む店舗、ホテル又は旅館である建築物で用途面積が2,000平方メートル未満であるものを除く。）の便所及び公衆便所にあつては、その1以上（男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）を次のいずれにも該当する便房を備えたものとする。</p> <p>(ア) 出入口の有効幅員は、85センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) 内法寸法は、長辺180センチメートル以上で短辺120センチメートル以上又は長辺160センチメートル以上で短辺140センチメートル以上であること。</p> <p>(ウ) 戸は、引き戸式又は外開き戸式であること。</p> <p>(エ) 便器は、腰掛式であること。</p> <p>(オ) 便器の両側に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p> <p>(カ) 便器の洗浄装置は、くつべら式、光感知式等操作が容易なものであること。</p> <p>(キ) 出入口の付近に車いすで利用できる便房である旨を別記日本工業規格Z8210に適合する図記号（以下「JIS適合図記号」という。）5.1.9により表示するものであること。</p> <p>イ アによる整備を行うよりも車いすで利用できる独立した便所を設置するのが適当である場合にあつては、次のいずれにも該当する当該便所を1以上設置すること。</p> <p>(ア) 内法寸法は、幅及び奥行がそれぞれ200センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) 非常ボタンを設置するものであること。</p> <p>(ウ) アの(ア)及び(ウ)から(カ)までに該当するものであること。</p> <p>(エ) (5)のアからウまでに該当する洗面所を設置するものであること。</p> <p>(オ) 車いすで利用できる便房を設置していない便所に近接した位置に設置するものであること。</p> <p>ウ ア又はイの便所の出入口には車いすで利用できる便房を設置していること又は車いすで利用できる独立した便所であることを別記JIS適合図記号5.1.6から5.1.9までにより表示すること。</p>
	<p>(2) 腰掛式便房</p>	<p>公益的施設（物品販売業を営む店舗、公共の交通機関の施設、遊技場、サービス業を営む店舗、公衆便所、ホテル及び旅館を除く。）である建築物で用途面積が1,000平方メートル未満であるもの、物品販売業を営む店舗、遊技場、サービス業を営む店舗、ホテル又は旅館である建築物で用途面積が2,000平方メートル未満であるもの、事務所又は工場の便所にあつては、その1以上（男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）を(1)のアの(ア)及び(ウ)から(カ)までに該当する便房を備えたものとする。</p>
	<p>(3) オストメイトが利用できる便房</p>	<p>ア 医療施設、官公庁施設、図書館等、物品販売業を営む店舗、飲食店、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場又は展示場である建築物で用途面積が10,000平方メートル以上であるものの便所にあつては、その1以上（男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）を人工肛門又は人工ぼうこうを使用している者（以下「オストメイト」という。）が利用できるフラッシュバルブ式汚物流し、温水シャワー、腹部を映すための鏡、補装具を置くための棚又は台及び衣服を掛けるための設備を設置する便房を備えたものとし、又は(1)のイに該当する便所をこれらの設備を設置したものとすること。</p> <p>イ アの便房の出入口付近にオストメイトが利用できる便房であることを、アの便所の出入口にオストメイトが利用できる便房を設置していること又はオストメイトが利用できる独立した便所であることをそれぞれ表示すること。</p>
	<p>(4) 小便器</p>	<p>公益的施設等（共同住宅及び寄宿舎を除く。）の便所の小便器にあつては、その1以上を次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 床置き式その他これに類する型式のものであること。</p> <p>イ 周囲に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p>
	<p>(5) 洗面所</p>	<p>公益的施設等（共同住宅及び寄宿舎を除く。）の便所にあつては、その1以上（男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）を次のいずれにも該当する洗面所を備えたものとする。</p> <p>ア 洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設置するものであること。</p> <p>イ 洗面器の周囲に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p> <p>ウ 水栓器具は、レバー式、光感知式等操作が容易なものであること。</p>
	<p>(6) 出入口</p>	<p>公益的施設等（共同住宅及び寄宿舎を除く。）の便所の出入口にあつては、その1以上（男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上）を次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 床面に高低差がある場合にあつては、次のいずれにも該当する傾斜路を設置するものであること。</p>

	<p>(ア) 有効幅員は、90センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) こう配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合にあっては、8分の1)以下であること。</p> <p>イ 有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>ウ 戸を設ける場合にあっては、引き戸式又は手動の開き戸式であること。</p> <p>エ 公共の交通機関の施設にあっては、出入口付近に男子用及び女子用の区別(当該区別がある場合に限る。)並びに便所の構造を示す点字による案内板を設置するものであること。</p>
(7) おむつ交換台	<p>ア 公益的施設(老人福祉施設等、精神障害者社会復帰施設等、学校等、理容所等、遊技場、サービス業を営む店舗、自動車教習所、公衆便所及び路外駐車場等を除く。)である建築物(公益的施設(物品販売業を営む店舗、公共の交通機関の施設、ホテル及び旅館を除く。)である建築物で用途面積が1,000平方メートル未満であるもの及び物品販売業を営む店舗、ホテル又は旅館である建築物で用途面積が2,000平方メートル未満であるものを除く。)の便所及び公衆便所にあっては、その1以上(男女用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上)を乳幼児のおむつを交換できる台を備えたものとする。</p> <p>イ アの便所の出入口には乳幼児のおむつを交換できる台を備えた便所であることを表示すること。</p>
10 浴室 (寝室又は客室の 内部に設置するもの を除く)	<p>老人福祉施設等、医療施設又は公衆浴場である建築物で用途面積が1,000平方メートル以上であるもの及びホテル又は旅館である建築物で用途面積が5,000平方メートル以上であるものにあっては、1以上(男女用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上)を次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(2) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、40センチメートルから45センチメートルまでであること。</p> <p>(3) 浴槽及び洗い場に手すりを設置するものであること。</p> <p>(4) 出入口の床面に高低差を設けないものであること。</p>
11 更衣室及びシャワー室	<p>老人福祉施設等又は体育館等である建築物で用途面積が1,000平方メートル以上であるもの及び学校等にあっては、1以上(男女用の区別がある場合にあっては、それぞれ1以上)を次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 更衣用の区画の1以上の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(2) シャワー用の区画の1以上の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>(3) シャワー用の区画に手すりを設置するものであること。</p> <p>(4) シャワー用の区画に高さ40センチメートルから45センチメートルまでの腰掛台を設置するものであること。</p>
12 寝室及び客室	<p>老人福祉施設等である建築物で用途面積が1,000平方メートル以上であるもの又はホテル若しくは旅館である建築物で用途面積が5,000平方メートル以上であるものの2以上のベッドを設けるものにあっては、その1以上を次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 室内の便所は、9の(1)のアの(1)から(カ)まで、9の(1)のイの(1)、9の(5)のア及びウ並びに9の(6)のア及びイに該当するものであること。</p> <p>(2) 室内の浴室は、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>ア 非常ボタンを設置するものであること。</p> <p>イ 10の(1)から(4)までに該当するものであること。</p>
13 固定式の観覧席又は客席を設ける室	<p>劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場である建築物で用途面積が1,000平方メートル以上であるものにあっては、次のいずれにも該当する車いすで利用できる区画を1以上設置するとともに、集団補聴設備等の難聴者の聴力を補うための設備を設置すること。</p> <p>(1) 出入口までの通路の床面に高低差がある場合にあっては、1の(2)のアの(ア)から(オ)まで及び(キ)に該当する傾斜路又は車いすで利用できる特殊構造昇降機を設置するものであること。</p> <p>(2) 間口90センチメートル以上で奥行140センチメートル以上であること。</p> <p>(3) 出入口の付近に設置するものであること。</p> <p>(4) 車いすで利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあっては、昇降路の出入口に接する通路の部分に水平面を設置するものであること。</p>
14 乗降場	<p>(1) ベンチその他の休憩設備を設置すること。</p> <p>(2) 鉄道の駅等又は軌道の停留場等のプラットホームにあっては、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア ホームドア、可動式ホーム柵、注意を喚起するための視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の線路側への転落を防止するための設備を設置するものであること。</p> <p>イ 線路側以外の端部に転落防止柵を設置するものであること。</p> <p>ウ 車両の接近を文字等により警告するための設備及び音声により警告するための設備を設置するものであること。</p> <p>(3) バスターミナルの乗降場にあっては、端部のうち、自動車の通行、停留又は駐車のために供す</p>

	<p>る場所に接する部分に柵、注意を喚起するための視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の当該場所への進入を防止するための設備を設置するものであること。</p> <p>(4) 旅客船ターミナル施設にあっては、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア タラップその他の乗降用設備は、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、90センチメートル以上であること。</p> <p>(イ) 握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p> <p>イ 柵、注意を喚起するための視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設置するものであること。</p> <p>(5) 航空旅客ターミナル施設の旅客搭乗橋にあっては、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 有効幅員は、90センチメートル以上であること。</p> <p>イ こう配は、12分の1以下であること。</p> <p>ウ 握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p>
<p>15 駐車場</p> <p>（利用者の用に供しない部分を除く。）</p>	<p>公益的施設等（共同住宅及び寄宿舎を除く。）の駐車場で駐車台数30台以上のもの、公益的施設（学校等及び自動車教習所を除く。）である建築物で用途面積が2,000平方メートル以上のもの、駐車場又は路外駐車場等の駐車区画にあっては、その1以上を次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 屋外のものにあっては公益的施設等の外部出入口、屋内のものにあっては公益的施設等の外部出入口又はエレベーター（以下「駐車場の外部出入口等」という。）までの通路を1の(1)及び(2)のアからオまでに該当するものとする。</p> <p>(2) 幅は、350センチメートル以上であること。</p> <p>(3) 駐車場の外部出入口等に近い位置に設置するものであること。</p> <p>(4) 障害者が利用できる駐車区画である旨を次に掲げる方法で別記「I S 適合図記号」により表示するものであること。</p> <p>ア 駐車区画面に別記「I S 適合図記号5.1.9」により表示する方法</p> <p>イ 駐車区画の付近の見やすい位置に別記「I S 適合図記号5.1.9及び5.2.11」による標識を設置する方法</p> <p>(5) 出入口の付近に(1)から(4)までに該当する駐車区画へ誘導するための別記「I S 適合図記号5.1.9、5.2.11及び6.4.9」による案内板を設置するものであること。ただし、出入口の付近から当該駐車区画の位置を容易に確認できる場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 路外駐車場等にあっては、出入口の付近に(1)から(5)までに該当する駐車区画を設置している旨を別記「I S 適合図記号5.1.9及び5.2.11」により表示すること。</p>
<p>16 視覚障害者誘導用ブロック又は視覚障害者誘導用装置</p>	<p>(1) 視覚障害者誘導用ブロックの色彩を路面と容易に判別できるものとする。</p> <p>(2) 公益的施設等（公共の交通機関の施設、自動車教習所、共同住宅及び寄宿舎を除く。）の敷地内通路にあっては、車路に接する部分、車路を横断する部分、傾斜路及び階段の始点、終点及び踊り場並びに外部出入口の前後に注意を喚起するための視覚障害者誘導用ブロックを設置すること。</p> <p>(3) 公益的施設等（学校等、公共の交通機関の施設、自動車教習所、共同住宅及び寄宿舎を除く。）の敷地内通路にあっては、その1以上に進路を示すための視覚障害者誘導用ブロックを設置し、又は音声により誘導する視覚障害者誘導用装置その他これに代わる装置を設置すること。</p> <p>(4) 公益的施設等（学校等、自動車教習所、共同住宅及び寄宿舎を除く。）である建築物にあっては、傾斜路及び階段の始点、終点及び踊り場に注意を喚起するための視覚障害者誘導用ブロックを設置すること。</p> <p>(5) 公益的施設等（学校等、自動車教習所、共同住宅及び寄宿舎を除く。）の外部出入口から人又は点字による表示により視覚障害者に施設全体の利用に関する情報の提供を行うことができる場所までの廊下等にある場合は、その1以上に進路を示すための視覚障害者誘導用ブロックを設置し、又は音声により誘導する視覚障害者誘導用装置その他これに代わる装置を設置すること。</p> <p>(6) 駅前広場の公共の交通機関の施設の出入口までの通路にあっては、その1以上に進路を示すための視覚障害者誘導用ブロックを設置し、又は音声により誘導する視覚障害者誘導用装置その他これに代わる装置を設置するとともに、車路に接する部分、車路を横断する部分、傾斜路及び階段の始点、終点及び踊り場並びに出入口の前後に注意を喚起するための視覚障害者誘導用ブロックを設置すること。</p> <p>(7) 公共の交通機関の施設の外部出入口から乗降場までの敷地内通路又は旅客用通路にあっては、進路を示すための視覚障害者誘導用ブロックを設置し、又は音声により誘導する視覚障害者誘導用装置その他これに代わる装置を設置するとともに、車路に接する部分、車路を横断する部分、傾斜路及び階段の始点、終点及び踊り場並びに出入口の前後に注意を喚起するための視覚障害者誘導用ブロックを設置すること。</p> <p>(8) 公共の交通機関の施設の(7)の敷地内通路又は旅客用通路から6の(2)のアからオまでに該当するエレベーターの乗り場、人又は点字による表示により視覚障害者に施設全体の利用に関する情報の提供を行うことができる場所、便所及び乗車券等販売所までの敷地内通路又は旅客用通路にあっては、進路を示すための視覚障害者誘導用ブロックを設置し、又は音声により誘導する視覚障害者誘導用装置その他これに代わる装置を設置すること。</p>

17 案内	(1) 案内板及び標識	<p>公益的施設（学校等を除く。）の建築物（公益的施設（官公庁施設、物品販売業を営む店舗、公共の交通機関の施設、遊技場、サービス業を営む店舗、ホテル及び旅館を除く。）である建築物で用途面積が1,000平方メートル未満であるもの、物品販売業を営む店舗。遊技場又はサービス業を営む店舗である建築物で用途面積が3,000平方メートル未満であるもの及びホテル又は旅館である建築物で用途面積が5,000平方メートル未満であるものを除く。）、事務所又は工場にあっては、次のいずれにも該当する案内板及び標識を設置すること。</p> <p>ア 高さ、照明及び文字の大きさは、高齢者等が見やすいものであること。</p> <p>イ 案内板は、次のいずれにも該当するものであること。</p> <p>(ア) 主要な外部出入口の付近に設置するものであること。</p> <p>(イ) 点字による表示を行うものであること。</p> <p>(ウ) エレベーター、階段、便所及び乗車券等販売所の配置を別記JIS適合図記号5.1.6から5.1.9まで、5.1.16、5.1.27及び5.1.31により表示するものであること。</p> <p>ウ 標識は、エレベーター、階段、便所及び乗車券等販売所の付近に設置し、これらの位置を別記JIS適合図記号5.1.6から5.1.9まで、5.1.16、5.1.27、5.1.31及び6.4.9により表示するものであること。</p>
	(2) 運行情報の提供	<p>公共の交通機関の施設にあっては、車両等の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設置すること。</p>
18	記載用のカウンター	<p>1 以上を次のいずれにも該当する仕様の箇所を設けるものとする。</p> <p>(1) 高さは、70センチメートルから80センチメートルまでであること。</p> <p>(2) 下部に高さ65センチメートル以上で奥行45センチメートル以上の蹴込みを設けるものであること。</p>
19	公衆電話所	<p>1 以上を次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 難聴者に対応した電話機を設置するものであること。</p> <p>(2) 電話台の高さは、70センチメートルから80センチメートルまでであること。</p> <p>(3) 電話台の下部に高さ65センチメートル以上で奥行45センチメートル以上の蹴込みを設けるものであること。</p>
20	授乳室	<p>医療施設、図書館等、体育館等、物品販売業を営む店舗、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、展示場、ホテル又は旅館である建築物で用途面積が5,000平方メートル以上であるものにあっては、次のいずれにも該当する授乳室を設けること。</p> <p>(1) 乳児に授乳を行うためのいす及びベビーベッドを設置するものであること。</p> <p>(2) 授乳室は、壁、固定式のついたて等により外部から見通しのできないものであること。</p>






備考 この表の整備基準は、路外駐車場等を除き、建築物ごとに適用する。





第2 公共施設に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 歩道	<p>(1) 次のいずれにも該当する段差を解消するための措置をすること。</p> <p>ア 次に掲げる箇所の段差を切り下げるものであること。</p> <p>(ア) 歩道の巻き込み部分</p> <p>(イ) 歩道が横断歩道と接する部分</p> <p>(ウ) 横断歩道が中央分離帯を横切る部分</p> <p>イ 段差の切下げ部分のすりつけこう配は、8パーセント以下とするよう努めるものであること。</p> <p>ウ 段差を切り下げた箇所の車道との高低差は、2センチメートル以下とするよう努めるものであること。</p> <p>エ 段差を切り下げた箇所の縁石にこう配が12.5パーセント以上の傾斜又は溝を設けること、当該縁石と車道との間に段差を設けること等視覚障害者が車道との境界を識別するための措置を講ずるよう努めるものであること。</p> <p>オ 段差を切り下げた箇所に注意を喚起するための視覚障害者誘導用ブロックを設置するよう努めるものであること。</p> <p>(2) 有効幅員は、200センチメートル以上とするよう努めること。</p> <p>(3) 段差を切り下げた箇所以外の箇所の車道との高低差は、5センチメートル以下とするよう努めること。ただし、バスの停留所が設置されている箇所、トンネル内の箇所及び沿道の土地との段差が生ずる等の理由によりこれによることが不適当な箇所については、この限りでない。</p> <p>(4) 視覚障害者の歩行が多いもの及び公共の交通機関の施設と視覚障害者の利用が多い施設とを結ぶものにおいては、進路を示すための視覚障害者誘導用ブロックを設置するよう努めること。</p>

2 出入口	公園等にあつては、1以上を次のいずれにも該当するものとする事。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上であること。 (2) 縦断こう配は、8パーセント以下であること。
3 園路	公園等にあつては、1以上を次のいずれにも該当するものとする事。 (1) 有効幅員は、120センチメートル以上であること。 (2) 縦断こう配は、8パーセント以下であること。 (3) 縦断こう配が4パーセントを超える箇所にあつては、第1の1の(2)のAの(ア)、(ウ)及び(オ)に該当するものであること。 (4) 公園等の園路を横断する排水溝に車いすのキャスターが落ち込まないように措置するものであること。
4 階段	公園等にあつては、次のいずれにも該当するものとする事。 (1) 回り階段としないこと。 (2) 階段の方向が変わる箇所に踊り場を設置すること。 (3) 階段の側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置すること。
5 便所	公園等にあつては、1以上(男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上)を第1の9の(1)及び(4)から(7)までに該当するものとする事。
6 駐車場	公園等の駐車台数30台以上のものの駐車区画にあつては、その1以上を次のいずれにも該当するものとする事。 (1) 出入口又はエレベーターまでの通路は、第1の1の(1)及び(2)のAからオまでに該当するものであること。 (2) 屋外のものにあつてはその出入口、屋内のものにあつては出入口又はエレベーターにそれぞれ近い位置に設置するものであること。 (3) 第1の15の(2)及び(4)から(6)までに該当するものであること。
7 案内	公園等にあつては、次のいずれにも該当する案内板及び標識を設置すること。 (1) 高さ、照明及び文字の大きさは、高齢者等が見やすいものであること。 (2) 案内板は、次のいずれにも該当するものであること。 ア 主要な出入口の付近に設置するものであること。 イ 3に該当する園路及び5に該当する便所の配置を表示するものであること。この場合において、当該便所の配置の表示は、別記JIS適合図記号5.1.6から5.1.9までによるものであること。 (3) 標識は、園路の要所及び5に該当する便所の付近に設置し、これらの位置を示すものであること。この場合において、当該便所の位置を示す標識は、別記JIS適合図記号5.1.6から5.1.9まで及び6.4.9によるものであること。

別記 JIS 適合図記号

番号	図記号
5.1.6	
5.1.7	
5.1.8	
5.1.9	
5.1.16	

番号	図記号
5.1.27	
5.1.31	
5.2.11	
6.4.9	

別表第4（第11条関係）

- | | |
|-----------------------------|---------------------|
| 1 独立行政法人水資源機構 | 5 日本下水道事業団 |
| 2 独立行政法人鉄道建設
・運輸施設整備支援機構 | 6 独立行政法人都市再生機構 |
| 3 地方住宅供給公社 | 7 独立行政法人国立病院機構 |
| 4 地方道路公社 | 8 国立大学法人 |
| | 9 大学共同利用機関法人 |
| | 10 独立行政法人国立高等専門学校機構 |

別表第4の2（第12条の2関係）

整備箇所	整備基準
1 敷地内通路	(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。こと。 (2) 敷地の接する道路から外部出入口までの敷地内通路の1以上を別表第3の第1の1の(2)のAの(ア)から(オ)まで及び(キ)並びにイからエまでに該当するものとする。こと。
2 外部出入口	1以上を別表第3の第1の2の(1)のAからエまでに該当するものとする。こと。
3 床面 (利用者の用に供しない部分を除く。)	滑りにくい仕上げとする。こと。
4 廊下その他これに類するもの (利用者の用に供しない部分を除く。)	別表第3の第1の4の(1)のAからウまでに該当するものとする。こと。
5 階段 (利用者の用に供しない部分を除く。)	別表第3の第1の5の(1)、(2)及び(5)から(9)までに該当するものとする。こと。
6 便所 (寝室又は客室の内部に設置するものを除く)	ホテル又は旅館の便所にあつては、その1以上(男女用の区別がある場合にあつては、それぞれ1以上)を次のいずれにも該当するものとする。こと。 (1) 別表第3の第1の9の(1)のAの(ア)及び(ウ)から(カ)までに該当する便房を備えたものとする。こと。 (2) 小便器の1以上を別表第3の第1の9の(4)のA及びイに該当するものとする。こと。 (3) 別表第3の第1の9の(5)のAからウまでに該当する洗面所を備えたものとする。こと。 (4) 出入口の1以上を別表第3の第1の9の(6)のAからウまでに該当するものとする。こと。
7 視覚障害者誘導用ブロック又は視覚障害者誘導用装置	(1) 視覚障害者誘導用ブロックの色彩を路面と容易に判別できるものとする。こと。 (2) 敷地内通路の車路に接する部分、車路を横断する部分、傾斜路及び階段の始点、終点及び踊り場並びに外部出入口の前後に注意を喚起するための視覚障害者誘導用ブロックを設置する。こと。 (3) 敷地内通路の1以上に進路を示すための視覚障害者誘導用ブロックを設置し、又は音声により誘導する視覚障害者誘導用装置その他これに代わる装置を設置する。こと。

別表第5（第13条関係）

第1 住宅の専用部分に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 敷地内通路	<p>(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>(2) 階段を設置する場合にあっては、次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 踏面の寸法は、24センチメートル以上であること。</p> <p>イ 蹴上げの寸法に2を乗じて得たものと踏面の寸法の合計が、55センチメートル以上65センチメートル以下であること。</p> <p>ウ 段を識別しやすいものであること。</p> <p>エ 側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けるものであること。</p> <p>(3) 傾斜路を設置する場合にあっては、(2)のエに該当するものとする。</p>
2 玄関	<p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあっては、75センチメートル以上とする。</p> <p>(2) 出入口のくつずりと敷地が接する部分の高低差は、2センチメートル以下とし、当該くつずりと土間が接する部分の高低差は、5ミリメートル以下とする。</p> <p>(3) 土間の表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>(4) 上がりがまちは、安全上支障のない高さとする。</p> <p>(5) 上がりがまち（式台を設置する場合にあっては、式台を含む。）の段を識別しやすいものとする。</p> <p>(6) 上がりがまちの側壁に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。</p> <p>(7) 式台及び靴の着脱を容易にするためのいす等を設置できる空間を確保すること。</p>
3 廊下その他これに類するもの	<p>(1) 有効幅員は、85センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあっては、78センチメートル以上とする。</p> <p>(2) 側壁の高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。</p> <p>(3) 屈曲部及び出入口に接する部分に車いすの転回が可能な空間を確保し、又は軽微な改造により当該空間を確保することができるよう措置を講ずること。</p>
4 階段	<p>(1) こう配は、1分の1以下とし、かつ、1の(2)のイに該当するものとする。</p> <p>ただし、踊り場を設置する場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 階段の側面の高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。</p> <p>(3) 手すりの端部は、下方に曲げる等通行する際に支障とならない形状とする。</p> <p>(4) 蹴込板及び滑り止めを設置すること。</p> <p>(5) 踏面は、蹴込板から著しく突出させないこと。</p> <p>(6) 段を識別しやすいものとする。</p> <p>(7) 階段の上端部又は下端部は、上階又は下階の廊下の通行の支障とならない構造とすること。</p> <p>(8) 回り段を設ける場合にあっては、1の段につき回る角度を45度以上の一定の角度とする等安全上支障のないものとする。</p>
5 便所	<p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とする。ただし、これによる整備が困難な場合にあっては、当該有効幅員は、75センチメートル以上とし、又は軽微な改造により80センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずること。</p> <p>(2) 出入口に段を設けないこと。</p> <p>(3) 介助のしやすい広さを確保し、又は軽微な改造により介助のしやすい広さを確保することができるよう措置を講ずること。</p>

	<p>(4) 戸は、引き戸式又は外開き戸式とし、かつ、施錠装置は、外部から解錠できる構造とすること。</p> <p>(5) 便器は、腰掛式とすること。</p> <p>(6) 便器の両側に手すりを設置し、又は手すりを設置するための下地を設けること。</p>
6 洗面所及び脱衣所	<p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあつては、当該有効幅員は、75センチメートル以上とし、又は軽微な改造により80センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずること。</p> <p>(2) 出入口に段を設けないこと。</p> <p>(3) 洗面所にあつては、洗面器は、高さ70センチメートルから80センチメートルまでの位置に設置すること。</p> <p>(4) 脱衣所にあつては、衣服の着脱を容易にするための手すりを設置し、又は当該手すりを設置するための下地を設けること。</p>
7 浴室	<p>(1) 出入口の有効幅員は、65センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあつては、60センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 内法寸法は、短辺140センチメートル以上とし、かつ、有効面積は、2.5平方メートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあつては、内法寸法は、短辺120センチメートル以上とし、かつ、有効面積は、1.8平方メートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口の戸は、引き戸式とし、かつ、施錠装置は、外部から解錠できる構造とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあつては、当該戸を緊急時に救出しやすい構造のものとする。</p> <p>(4) 出入口の床面に高低差を設けないこととし、これによる整備が困難な場合にあつては、当該床面の高低差は、12センチメートル以下とすること。</p> <p>(5) 洗い場の床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(6) 洗い場の床面から浴槽の縁の上端までの高さは、50センチメートル以下とすること。</p> <p>(7) 浴槽及び洗い場に手すりを設置し、又は手すりを設置するための下地を設けること。</p>
8 居室	<p>(1) 次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。ただし、これによる整備が困難な場合にあつては、当該有効幅員は、75センチメートル以上とし、又は軽微な改造により80センチメートル以上とすることができるよう措置を講ずるものであること。</p> <p>イ 出入口に段を設けないものであること。</p> <p>(2) 1以上の居室を次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 便所と同一階に近接して設置されたものであること。</p> <p>イ 玄関、洗面所、浴室及び食事室（以下「玄関等」という。）と同一階に設置されたもの又は軽微な改造により玄関等と同一階に設置されることとなるよう措置が講ぜられたものであること。ただし、当該居室が設置された階と玄関等が設置された階の間に特殊構造昇降機（建築基準法施行令第129条の3第2項第1号に掲げる昇降機をいう。）が設置されている場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とし、これによる整備が困難な場合にあつては、75センチメートル以上とするものであること。</p> <p>エ 介助のしやすい広さを確保し、又は軽微な改造により介助のしやすい広さを確保することができるよう措置を講ずるものであること。</p> <p>オ 緊急時に避難がしやすいよう措置を講ずるものであること。</p>
9 バルコニーその他これに類するもの	<p>出入口の段は、安全上支障のない高さ及び形状とすること。</p>

10 設備及び 建具	<p>(1) 給水給湯設備、電気設備及びガス設備は、安全性に配慮されたものとし、かつ、操作が容易なものとする。</p> <p>(2) 照明設備を安全上必要な箇所に設置し、十分な照度を確保すること。</p> <p>(3) 便所、浴室及び8の(2)のアからオまでに該当する居室に緊急時に救助を求めるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。</p> <p>(4) 台所にガス漏れ又は火災等を入居者に知らせるための装置を設置し、又は当該装置を設置できるよう措置を講ずること。</p> <p>(5) 冷房装置及び暖房装置を設置できるようコンセント等を設置すること。</p> <p>(6) 建具のとっ手及び施錠装置は、使用しやすいものとする。</p>
---------------	--

第2 一の建築物に存する戸数が20戸以下である共同住宅の共用部分に関する整備基準

整備箇所	整備基準
1 敷地内通路	<p>(1) 表面の仕上げは、滑りにくいものとする。</p> <p>(2) 敷地の接する道路から外部出入口までの敷地内通路の1以上を次のいずれにも該当するものとする。</p> <p>ア 路面に高低差がある場合にあつては、次のいずれにも該当する傾斜路又は車いすで利用できる特殊構造昇降機を設置するものであること。</p> <p>(ア) 有効幅員は、120センチメートル(階段を併設する場合にあつては、90センチメートル)以上であること。</p> <p>(イ) こう配は、12分の1(高低差が10センチメートル未満の場合にあつては、8分の1)以下であること。</p> <p>(ウ) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊り場を設置するものであること。</p> <p>(イ) 縁端部に5センチメートル以上の立ち上がり又は側壁を設置するものであること。</p> <p>(オ) 側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。</p> <p>(カ) 表面の色彩は、当該傾斜路の踊り場及び当該傾斜路に接する部分の色彩と識別しやすいものであること。</p> <p>イ 有効幅員は、120センチメートル以上であること。</p> <p>ウ 車いすで利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあつては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。</p> <p>エ 排水溝を設ける場合にあつては、次のいずれにも該当する溝ぶたを設置すること。</p> <p>(ア) 表面は、滑りにくいものであること。</p> <p>(イ) 車いすのキャスターが落ち込まないものであること。</p> <p>オ 自動車用の通路と分離するものであること。</p>
2 外部出入口	<p>(1) 幅員等</p> <p>1以上を次のいずれにも該当する外部出入口とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、80センチメートル以上であること。</p> <p>イ 戸の1以上は、引き戸式又は手動の開き戸式であること。</p> <p>ウ 戸の全面が透明な場合にあつては、衝突を防止するための措置を講ずるものであること。</p> <p>エ 車いすを使用する者が通過する際に支障となる段を設けないものであること。</p> <p>(2) 開閉用水平面</p> <p>用途面積が1,000平方メートル以上である建築物の外部出入口にあつては、その1以上を車いすを使用する者が戸を開閉するために必要な水平面を戸の前後に設置するものとする。</p> <p>(3) 敷地内通路との連結</p> <p>(1)及び(2)に該当する外部出入口にあつては、その1以上を1の(1)及び(2)に該当する敷地内通路と連結すること。</p>

3 床面（利用者の用に供しない部分を除く。）	滑りにくい仕上げとすること。
4 廊下その他これに類するもの（利用者の用に供しない部分を除く。）	次のいずれにも該当するものとする。 (1) 床面に高低差がある場合にあっては、1の(2)のAの(ア)から(カ)までに該当する傾斜路又は車いすで利用できる特殊構造昇降機を設置するものであること。 (2) 車いすで利用できる特殊構造昇降機を設置する場合にあっては、昇降路の出入口に接する部分に水平面を設置するものであること。
5 階段（利用者の用に供しない部分を除く。）	(1) 階段の側面の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置すること。 (2) 手すりを階段の両側に連続して設置すること。 (3) 側面が壁でない場合にあっては、側板又は立ち上がりを設置すること。 (4) 蹴込板及び滑り止めを設置すること。 (5) 踏面は、蹴込板から著しく突出させないこと。 (6) 段を識別しやすいものとする。 (7) 主たるものを回り階段以外のものとする。
6 エレベーター	かごの間口100センチメートル以上で奥行110センチメートル以上のものを設置する場合にあっては、その1以上を次のいずれにも該当するものとする。 (1) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上であること。 (2) かごの平面形状は、車いすの転回が可能なものであること。 (3) 乗り場のボタンは、高さ80センチメートルから110センチメートルまでの位置に設置するものであること。 (4) かご内の高さ80センチメートルから110センチメートルまでの位置に車いすを使用する者が利用しやすい専用の操作盤を設置するものであること。 (5) かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設置するものであること。 (6) かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設置するものであること。 (7) 戸は、緩やかに開閉するものとし、かつ、開いている時間を車いすによる乗降に配慮したものであること。 (8) かごの出入口に利用者を感じ、戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設置するものであること。 (9) かご内に戸の開閉状態を確認することができる鏡を設置するものであること。 (10) かご内の左右両面の側板の高さ75センチメートルから85センチメートルまでの位置に握りやすい形状の手すりを設置するものであること。 (11) 乗り場及びかご内の一般用の操作盤のボタンの内容の表示並びに乗り場の階名の表示について点字による表示を行うものであること。 (12) 乗り場には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設置するものであること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる装置が設置されている場合は、この限りでない。 (13) 乗り場の幅及び奥行は、それぞれ150センチメートル以上であること。 (14) 昇降路の出入口に接する乗り場の部分に水平面を設置するものであること。

備考 この表の整備基準は、建築物ごとに適用する。